

狭山市道路面性状調査業務委託

特記仕様書

令和8年5月

狭山市
都市建設部 道路維持課

目次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲.....	1
第2条 目的.....	1
第3条 関係法令等.....	1
第4条 貸与資料.....	1
第5条 成果品の品質.....	2
第6条 情報セキュリティ要件.....	2
第7条 環境要件.....	2
第8条 事業継続性.....	2
第9条 配置技術者.....	2
第10条 提出書類.....	2
第11条 疑義.....	3
第12条 損害賠償.....	3
第13条 契約不適合責任.....	3
第14条 成果品の帰属.....	3
第15条 機密保持.....	3
第16条 履行期間.....	3
第2章 業務内容	3
第17条 業務概要.....	3
第3章 路面性状調査	4
第18条 計画準備.....	4
第19条 打合せ協議.....	4
第20条 路面性状調査解析結果とりまとめ(舗装A評価).....	4
第21条 路面性状結果GISデータ作成.....	5
第22条 包括管理支援システムデータ設定.....	5
第23条 報告書作成.....	5
第4章 修繕計画方針作成	5
第24条 修繕計画方針作成.....	5
第25条 報告書作成.....	6
第26条 打合せ協議.....	6
第5章 成果品	6
第27条 納入成果品.....	6

狭山市道路面性状調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は、狭山市（以下、「発注者」という）が実施する「狭山市道路面性状調査業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 目的

- 1 本業務は、狭山市（以下「発注者」という）にて管理する認定道路についてドライブレコーダー型画像取得システムで撮影した動画を用いてA I解析を行う事による路面性状調査を行い、認定道路舗装の現状を把握する事により今後の修繕箇所を把握するための基礎資料を作成することを目的とする。

第3条 関係法令等

- 1 本業務実施にあたり、関係する諸法令及び業務に関する諸法規を関係法令は以下のとおり。
 - (1) 測量法（改正：平成29年531日法律41号）
 - (2) 測量法施行令（改訂：平成23年10月21日政令第326号）
 - (3) 測量法施行規則（改訂：平成29年9月29日国土交通省令第21号）
 - (4) 道路法（改正：平成28年3月31日法律第19号）
 - (5) 道路法施行規則（改正：平成28年10月28日国土交通省令第56号）
 - (6) 地方交付税法（改正：平成30年3月31日法律第4号）
 - (7) 舗装点検要領（平成28年10月国土交通省）
 - (8) 総点検実施要領（案）【舗装編】及び同参考資料（平成25年国土交通省）
 - (9) 舗装調査・試験法便覧（平成19年日本道路協会）
 - (10) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準及びプライバシーマーク認証基準
 - (11) 狭山市個人情報保護条例
 - (12) 狭山市契約規則及び財務規則
 - (13) その他関係する法令規定及び通知、通達等

第4条 貸与資料

- 1 発注者は、本業務において必要と認める資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、その保管及び取り扱いについては、亡失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用後速やかに返却するものとする。
- 2 資料の借用について受注者は、その都度発注者に対して借用書を提出するものとする。
- 3 発注者が貸与する資料に関して、受注者は、第三者に情報が漏れることの無いよう取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用しないこと。また、本業務上必要であっても発注者の承諾無くして複写してはならない。

第5条 成果品の品質

- 1 受注者は、成果品品質担保のため、「JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）」の認証を受けているものとする。なお、業務着手時に審査機関による証明書の写しを提出するものとする。
- 2 受注者は本業務の対象から、「JIS Q 55001（アセットマネジメントシステム）」の認証を受けているものとする。なお、業務着手時に審査機関による証明書の写しを提出するものとする。

第6条 情報セキュリティ要件

- 1 受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、「JIS Q 27001（ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」及びJIS Q 15001「プライバシーマーク（Pマーク）」の認証を受けているものとし、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。なお、業務着手時に審査機関による証明書の写しを提出するものとする。

第7条 環境要件

- 1 受注者は、環境配慮の面から、「JIS Q 14001（環境評価システム）」の認証を受けているものとし、業務着手時に審査機関による証明書の写しを提出するものとする。

第8条 事業継続性

- 1 受注者は、事業継続性の観点から、国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）を受けているものとする。なお、業務着手時に認証事務局による登録証の写しを提出するものとする。

第9条 配置技術者

- 1 本業務の実施に際して、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した技術者を定めることとする。
- 2 管理技術者は、発注者の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を処理すること。また、「技術士（総合技術監理部門 建設-道路）」「技術士（建設部門 - 道路）」「RCCM（建設部門 - 道路）」または「測量士」のいずれかの資格を有する者とする。
業務実績として、過去5年度以内に、国、都道府県または市町村における「舗装損傷のAI解析」を実施した業務の実績を有するものとする。

第10条 提出書類

- 1 本業務の実施にあたり、受注者は以下の書類を速やかに作成し、発注者に提出・承認を得るものとする。
 - (1) 業務着手届
 - (2) 作業工程表
 - (3) 管理技術者届（経歴書含む）
 - (4) 資格証明書の写し（管理技術者）
 - (5) その他発注者が必要と認める書類

第11条 疑義

- 1 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、取り決めるものとする。

第12条 損害賠償

- 1 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第13条 契約不適合責任

- 1 成果品の納入後 1年間を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正しなければならない。
- 2 発注者は、第1項の保証期間内に成果品の補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて成果品の補修を指示することができるものとする。
- 3 補修を行う必要がある場合、受注者は、発注者が指示した期間内に、成果品の補修を完了しなければならない。

第14条 成果品の帰属

- 1 本業務における成果品のうち、システムプログラム及び第三者が既得している権利以外の成果品等についての著作権は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製及び貸与してはならない。業務終了後は、本業務で得た成果を全て消去するものとし、保管する場合は発注者の許可を得ること。

第15条 機密保持

- 1 受注者は、本業務により知り得た情報等一切の事項を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。また、成果品（本業務の履行過程で得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

第16条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和9年3月末日までとする。

第2章 業務内容

第17条 業務概要

- 1 本業務の業務概要は下記の通りとする。
 - ① 路面性状調査
 - a. 計画準備
 - b. 打合せ協議
 - c. 路面性状調査解析結果とりまとめ
 - d. 路面性状結果GISデータ作成
 - e. 包括管理支援システムデータ設定
 - f. 報告書作成

- ② 修繕計画方針作成
 - a. 修繕計画方針作成
 - b. 報告書作成
 - c. 打合せ協議

第3章 路面性状調査

第18条 計画準備

- 1 本業務を円滑に遂行するために、作業手法、工程計画、人員配置計画、使用機器の確保、安全管理等を検討した、業務実施計画書を作成し、発注者に承認を得るものとする。

第19条 打合せ協議

- 1 打合せについては、初回、中間1回、納品時の3回行うものとし、打合せ方式は状況により対面またはWEB会議形式で行うものとする。
- 2 打合せ協議に際しては、受注者にて議事録を作成し、発注者の承認を得て提出するものとする。

第20条 路面性状データ取得

- 1 路面性状調査で取得及び使用するデータは下表に示す性能以上の機器を使用し、画像の取得を実施すること。

区分	内容	備考
取得項目	動画（静止画）、位置情報	動画（静止画）と位置情報は連動したファイルとして保存が可能
取得解像度	フルHD（1920×1080）	路面乾燥状態
フレームレート	15fps以上	
画像取得範囲	車両前方画像	沿道状況の確認ができること

- 2 点検支援技術性能カタログ【舗装編（ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）】（R8年3月時点）に掲載された機器を利用すること。
- 3 上記技術を利用し、本契約締結以降に一般車等を用いてデータを取得している場合は、新規にデータを取得せず、上記データ利用を可とする。ただし、契約締結以降に取得したデータである根拠を示すこと。
- 4 上記で画像未取得路線がある場合、受託者が画像を取得するものとする。

第21条 路面性状調査解析結果とりまとめ（舗装A I 評価）

- 1 計測で取得した画像からA I 解析技術を用いて、簡易的な路面性状解析を行うものとする。解析対象及び延長は下表のとおりとする。

区分	解析対象
解析対象	ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI
解析延長	91.0km

- 2 A I 解析については、現地状況と照合し、解析結果が著しく異なる場合は必要に応じて解析精

度を向上させるものとする。

3 診断単位は、20m毎とする。

4 診断区分は、舗装点検要領（平成28年10月、国土交通省道路局）に準拠し、以下のとおりとする。

診断区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である。
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である。
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態である。

5 ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI診断の、それぞれの数値については、AI解析した結果を元に代表値を算出するものとする。

6 路面性状データ作成として、ひび割れ、わだち掘れ、IRIの解析結果データのとりまとめを行い、解析結果データを作成するものとする。解析結果データについては、路面性状調査一覧表を作成するとともに、Shapefile（以下、shpという）形式等の一般的なGISデータ形式で作成するものとする。

第22条 路面性状結果GISデータ作成

1 路面性状解析結果について、路面性状評価図を作成するものとする。評価図作成にあたり、評価単位（区間）毎のGISデータ（評価単位区間データ）を作成するものとする。評価図は、評価単位毎の診断区分を示すものとする。なお、各解析結果と連結出来るようなデータ構造とする。

第23条 包括管理支援システムデータ設定

1 包括管理支援システムに、本業務で作成した評価単位区間データ及び解析結果データをセットアップするものとする。

第24条 報告書作成

1 調査内容、数量及び調査結果をとりまとめ、出力帳票（路面性状調査一覧表）とともに製本した報告書を作成する。

第4章 修繕計画方針作成

第25条 修繕計画方針策定

1 本業務での路面性状調査結果及び必要資料を用いて、過年度計画である「狭山市道舗装修繕計画（ステップ2）」の改定を行うため、計画方針を作成する。

2 修繕計画では今後のデータ活用も踏まえ、shp形式で図形データと属性データを整理する。属性内には下表に示す内容を入れること。

No	項目	No	項目
1	ID	9	点検手法
2	路線番号	10	診断結果
3	路線名	11	ひび割れ率
4	路線区分	12	わだち掘れ量
5	上下区分	13	IRI
6	緯度経度	14	措置内容
7	区間延長	15	措置実施時期
8	点検実施年月	16	措置実施名称

- 3 作成したshpデータは包括管理事業で利用しているシステムに搭載し、閲覧できるようにする。
- 4 修繕工事と維持補修の内容やコストを見直しし、短期計画及び長期計画のシミュレーションに適用させること。
- 5 管理路線以外（生活道路）における舗装管理の優先順位の設定はしないが、現況を把握するため、地図上に道路巡回時や市民等からの情報提供箇所を落とし込み、状況の可視化ができるようにする。

第26条 報告書作成

- 1 本業務での実施事項をとりまとめた報告書を作成するものとする。

第27条 打合せ協議

- 1 打合せについては、2回行うものとし、打合せ方式は状況により対面またはWEB会議形式で行うものとする。
- 2 打合せ協議に際しては、受注者にて議事録を作成し、発注者の承認を得て提出するものとする。

第5章 成果品

第28条 納入成果品

- 1 本業務における成果品は下記のとおりとする。
 - (1) 業務報告書（A4チューブファイル製本） 1部
 - (2) 路面性状調査に関わるもの 1式
 - ① 路面性状調査一覧表
 - ② 路面性状データ（属性データ、CSV形式）
 - ③ 評価単位区間データ（図形データ、shp形式）
 - ④ 区間単位画像データ（jpeg形式等）
 - ⑤ 路面性状評価図（PDF形式）
 - (3) 包括管理支援システムデータ設定 1式
 - (4) 狭山市道舗装修繕計画書（PDF形式） 1式
 - (5) 打合せ記録簿 1式
 - (6) 上記電子データ 1式